住宅用火災警報器の設置はお済みですか？

～設置期限は5月31日㊋まで～

消防法の改正に伴い、平成18年6月からすべての住宅に住宅用火災警報器（以下、住警器）の設置が義務付けられました。住宅火災から大切な家族を守るため、一日も早い住警器の設置をお願いします。

▶住宅用火災警報器取り付けの様子（写真上）同警報器の一例（写真右）

◆「住宅用火災警報器取付けサポート」実施中

市内在住で、自宅に取り付けるために電池式の住警器を購入した方で「取り付け方がわからない」などお困りの家庭を対象に、消防職員が住警器の取り付けを行なっています。

▽実施期間　5月31日㊋まで

▽費用　無料。

申問　住所・氏名・電話番号を、直接または電話・ファクスで予防課（☎231・0968、FAX234・7541）へ。

「海老名市防災のしおり」の全戸配布について

市では、防災のための施設などのマップや災害時の心得・備えなど、市民の皆さんに知っていただきたい情報を掲載した「防災のしおり（改訂版）」を1月中旬に全戸配布します。

災害はいつ襲って来るかわかりません。一人でも多くの方が災害から身を守り、地域の被害を最少限にとどめるには、日ごろからの備えが大切です。

この「防災のしおり」を活用し、家庭や地域での最寄りの避難場所の確認や、防災対策を進めていただくようご協力をお願いします。

また、改訂版では新たな情報として、地盤構造による地表面の揺れやすさを想定した「揺れやすさマップ」を掲載しました。建物の耐震化や家具の転倒防止などの対策に役立ててください。

問　予防課（☎231・0394）。

一般家庭の住宅防火診断を実施

市消防本部では、春季全国火災予防運動期間中（3月1日㊊～7日㊋）に、防火意識の向上と火災を減らすことを目的に、一般家庭の住宅防火診断を実施します。

実施にあたっては、消防職員が各家庭を訪問し、火災の原因となりやすい調理器具・暖房器具などの設置状況や使用状況を聞き取りしながら見て回ります。器具の近くに燃えやすいものがないか、また、家庭で消火器を設置している場合はその使用期限が切れていないかなどを確認し、火災予防に関する助言・指導を行います。

▽日程と対象地区

①3月1日㊋上今泉一・四丁目

②3月2日㊌上今泉二・三丁目

③3月3日㊍上今泉五丁目

④3月4日㊎上今泉六丁目

▽時間　いずれも9時～12時ごろ

※事前申込制。3階建て以上の集合住宅・店舗・事業所などは対象外です。

申問　2月1日㊋～20日㊐に、電話で消防署（☎231・0355）へ。

・火災を1件でも減らそう・

2/1㊋から ワクチン接種の助成を開始

～子宮頸がん・ヒブワクチン・小児用肺炎球菌～

市では、子宮頸がん予防ワクチンおよびヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの3種類の予防接種について、2月1日㊋から原則無料での接種を開始します。

子宮頸がん予防ワクチンは、若い女性の発症率が増加傾向にある子宮頸がんを予防するもの。また、ヒブワクチンおよび小児用肺炎球菌ワクチンは、感染すると重い後遺症が残りやすい「細菌性髄膜炎など」を予防するものです。

これらのワクチン接種は、これまで予防接種法で任意の接種とされていましたが、国が一定の助成をすることが決定したことで、併せて市も助成を行うこととしたものです。

【助成対象】

▷子宮頸がん予防ワクチン…中学1年生～高校1年生の女子

▷ヒブワクチンおよび小児用肺炎球菌ワクチン…生後2カ月に達する日から5歳未満まで　※いずれも接種当日に市内に住民登録をしている方

【接種方法】

指定医療機関での個別接種　※指定医療機関は本紙2月1日号でお知らせします

【接種費用】　無料（市外の医療機関は調整中）。

問　保健相談センター（☎235・7880）。

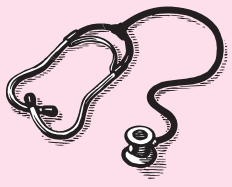

受診はお済みですか？ 特定健康診査のご案内

市では、40歳から74歳までの国民健康保険に加入している方を対象に、特定健康診査を実施しています。今年度の受診期間は3月31日㊋までです。

平成22年4月1日現在で国民健康保険に加入されていた方には、5月中旬に受診に必要な書類一式を送付しています。

また、今年度途中で国民健康保険に加入された方にも、受診を希望される場合は随時必要書類をお送りしています。書類を紛失された方、受診を希望される方は保険年金課までご連絡ください。

まだ受診がお済みでない方は、ご自身の健康管理のためにも受診されることをおすすめします。

※今年度人間ドック助成を申請された方は、特定健康診査を受診することはできません。

問　保険年金課（☎235・4594）。

国税庁HP・e-Taxをご活用ください

国税庁ホームページ内「所得税の確定申告書作成コーナー」では、申告書の作成（検算も可）ができます。また、印刷した申告書はそのまま提出できます。詳しくは、同ホームページを参照してください。

また、国税電子申告・納税システム（e-Tax）では、これまで書面で行っていた申告・届け出が、インターネットを利用して行うことができます。

同システム利用には次のような利点があります。

①平成22年分の所得税額から最高5000円の税額控除を受けることができます（19年分、20年分または21年分で本控除の適用を受けた方は除く）。

②源泉徴収票など添付書類の提出を省略できます。

③還付金がある場合、給付の時期が早まります。

④現金自動預払機（ATM）やインターネットバンキングなどを利用した納税ができます。

※詳しくは大和税務署へお問い合わせください。

問　同税務署（☎262・9411）。

国税庁ホームページのアドレスは、http://www.nta.go.jp